

## 北海道地域密着型サービス外部評価実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、北海道における認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む。）のサービスの外部評価（以下「外部評価」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 外部評価の趣旨

- 1 外部評価は、認知症対応型共同生活介護の事業者（以下「事業者」という。）が、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準」という。）第97条第8項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号。以下「介護予防基準」という。）第86条第2項に基づく「定期的な外部の者による評価」として位置付けるものである。
- 2 事業者は、外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うことし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることをねらいとするものである。
- 3 外部評価は、評価結果を公表することにより、事業所の利用者及びその家族への情報提供を推進するとともに、認知症対応型共同生活介護（介護予防事業所を含む。）を利用しようとする者の事業所の選択に資するものである。

### 第3 運営推進会議を活用した評価について

地域密着型サービス指定基準第108条において準用する第34条第1項及び地域密着型介護予防サービス指定基準第64条において準用する第39条第1項に規定される運営推進会議を活用した評価は、「第三者による評価」という点において、外部評価と同様の目的を有していることから、「指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日老振初0327第4号、老老発0327第1号）で示した評価の実施方法に従い、運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。

### 第4 外部評価の実施回数

- 1 事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施するものとする。
- 2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、かつ、次に掲げる要件を全て満たす場合には、前項の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。この場合、外部評価を実施しなかった年については「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

なお、第3において規定する「運営推進会議を活用した評価を受けた場合」については、外部評価を実施したとみなして継続年数に参入することはできない。

- (1) 当該実施回数を適用することについて、当該事業所の指定及び監督を行っている市町村（事業所の存する市町村）と協議し、同意を得ていること。
  - (2) 別紙４－１「自己評価及び外部評価結果」及び別紙４－２「目標達成計画」を市町村に提出していること。
  - (3) 運営推進会議が、過去１年間に６回以上開催されていること。
  - (4) 運営推進会議に、事業所の存する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
  - (5) 別紙４－１「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の２、３、４、６の実践状況（外部評価）が適切であること。
- 3 前項の適用を受けようとする事業者は、別記「地域密着型サービス外部評価の実施回数に係る取扱要領」に基づき申し出を行うこと。

#### 第５ 外部評価の評価機関

- 1 外部評価は、北海道が道内における外部評価を適切に実施することができるものと認めて選定した法人（以下「評価機関」という。）が行うこととする。
- 2 評価機関の要件及び選定手続等については、別添の「北海道地域密着型サービス外部評価機関選定要領」に定めるところによる。
- 3 評価機関が外部評価を行う際の業務実施要領の参考例については、別紙１のとおりとする。

#### 第６ 外部評価の手続

- 1 事業者から評価機関に対する申込み
  - (1) 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。
  - (2) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で評価業務委託契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うこととする。この場合における契約書の参考例については、別紙２のとおりとする。
  - (3) 評価機関は、別紙１の参考例に基づき業務実施要領を定め、当該要領及び事業者と結んだ評価業務委託契約に基づき外部評価を行うこととする。

#### 第７ 外部評価の内容

- 1 評価機関は、次に掲げる調査の結果を総合した上で、その結果を決定することにより外部評価を行うものとする。
  - (1) 書面調査  
書面調査は、次により行うこととする。
    - ア 現況調査  
評価を受ける事業者から、次の文書の送付を受けることにより行う。
      - (ア) 事業所の運営概要が分かる書類  
運営規程、利用契約書・重要事項説明書、パンフレット等
      - (イ) 事業所のサービス提供概要が分かる書類  
介護計画書・業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等
      - (ウ) 「利用者家族アンケート用紙」  
利用者の家族等に対し、評価を受ける事業所を通じて配布し、回収は郵送等の方法で、評価機関が直接行う。  
なお、アンケート用紙の参考例については、別紙３のとおりとする
      - (エ) その他必要と認める書類

## 運営推進会議の記録等

### イ 自己評価調査

評価を受ける事業者から、道が定める自己評価項目について、事業所を開設・運営する法人の代表者の責任の下に、管理者が介護従業者と協議しながら実施した、直近の自己評価結果について記した文書の送付を受けることにより行うこととする。

### (2) 訪問調査

訪問調査は、次により行うこととする。

ア 訪問調査は、書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、道が定める外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。

イ 訪問調査は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する状況の調査を行う。

ウ 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

2 評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、訪問調査を行った評価調査員全員の合意により評価を行い、遅滞なく調査結果を評価機関宛提出する。

3 緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）を確認した場合には、評価調査員は、評価機関を通じて、市町村及び道に通報する等、適切な対応を行うこととする。

## 第8 外部評価項目

外部評価の評価項目は、別紙5のとおりとする。

## 第9 評価結果の公開

1 評価機関は、外部評価の結果を当該事業者宛通知するとともに、利用者による当該サービスの選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」を利用して、別紙4-1「自己評価及び外部評価結果」及び別紙4-2「目標達成計画」（以下「評価結果等」という。）を公開することとする。

2 事業者は、評価結果等を、

(1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。

(2) 事業所内の見やすい場所への掲示、ホームページ上に掲示などの方法により広く開示するほか、利用者の家族に手交若しくは送付等により提供を行うこと。

(3) 指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。

なお、事業所所在市町村以外の市町村（以下「他市町村」という）から指定を受けている事業所は、当該他市町村に対しても同様の取扱いとする。

(4) 評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

また、併せて別紙4-3「サービス評価の実施と活用状況」について作成し、説明することが望ましいこと。

3 評価結果を指定を受けた市町村に提出し、受理された日をもって「公表日」とする。

なお、他市町村から指定を受けている事業所にあつては、事業所所在市町村の受理日を「公表日」とする。

## 第10 外部評価実施報告

評価機関は、前月中に実施した外部評価について、毎月10日までに、別紙6により、道へ報告を行うこととする。

(附則)

第1 施行期日

- 1 本要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 2 本要綱は令和3年4月1日から施行する。